## 北里大学同窓会研究奨励賞規程

(趣旨)

第1条 この規程は、生命科学及びこれに関する領域の研究活動を支援し、研究の興隆を図るために北里大学同窓会(以下「本会」という。)が行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の名称及び時期)

- 第2条 この規程による表彰の名称は、北里大学同窓会研究奨励賞(以下「研究奨励賞」という。)とする。
- 2 研究奨励賞の表彰は、定期総会にて行う。
- 3 研究奨励賞受賞者は、応募者の中から選考する。 (応募資格)
- 第3条 研究奨励賞に応募することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者 とする。
  - (1) A 会員で、学部卒業後 15 年未満 (研究奨励賞応募時) の者 (卒後 11 年目以降は年会費納入済みであること)
  - (2) B 会員(年会費未納者は除く)で、大学院修了後 10 年未満(研究奨励賞応募時)の者

(選考委員会)

- 第4条 研究奨励賞受賞候補者を選考するために、本会に選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会委員は、常任理事会の構成員とする。
- 3 委員会の委員長は、会長とする。
- 4 委員会は、構成員の3分の2以上の出席(委任状によるものを含む)をもって開催する。

(募集方法)

- 第5条 A 会員の募集は、学部同窓会を次の3グループに区分し、毎年1グループに 対して行う。
  - (1) 第1グループ 理学部・医療衛生学部
  - (2) 第2グループ 獣医学部・海洋生命科学部
  - (3) 第3グループ 薬学部・医学部・看護学部
- 2 B 会員の募集は、3年ごとに行う。
- 3 応募者は、研究計画(研究課題、目的、内容等)を所定様式に記載し、11月末日までに本会事務局へ申請しなければならない。

(審查)

第6条 委員会は、A 会員より申請された研究課題の1次審査を所属学部同窓会へ 依頼する。

- 2 委員会は、B会員より申請された研究課題の1次審査を行う。
- 3 各学部同窓会は、申請された研究課題に推薦順位を付し、委員会へ答申する。

(研究奨励賞候補課題の選考及び決定)

- 第7条 研究奨励賞候補課題 (研究奨励賞受賞候補者) は、委員会からの推薦を基に 選考する。
- 2 研究奨励賞候補課題は、各学部同窓会及びB会員から各1課題とする。
- 3 研究奨励賞受賞課題は、理事会で決定する。 (開示)
- 第8条 研究奨励賞受賞課題は、北里大学同窓会報及び本会ホームページにて掲載し、 開示する。

(奨励金)

- 第9条 本会は、研究奨励賞受賞者に対し、奨励金として1課題30万円を贈る。 (個人情報保護)
- 第10条 応募者の個人情報は、第8条の規定による開示を除き、本表彰に係る審査に のみ使用するものとし、本人の同意なしにこれ以外の目的に使用し、又は第三者に 提供しない。

(規程の改廃)

- 第11条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事会において決定する。 附 則
- 1 この規程は、平成18年12月2日から施行する。
- 2 この規程の施行をもって北里大学同窓会若手研究者研究奨励金細則は、廃止する。
- 3 この規程は、平成23年9月3日から施行する。
- 4 この規程は、従前施行されていた北里大学同窓会若手研究者研究奨励賞規程を 名称変更したものである。
- 5 この規程は、平成26年8月30日から施行する。
- 6 この規程は、平成29年3月18日から施行する。